

第174回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 横浜市ことぶき協働スペース運営事業の委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 保険医療機関等の不正利得の回収に係る事務処理委託について</p> <p>(3) 国立精神・神経医療研究センターによる薬物依存症者の地域支援に関する調査研究への協力について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(4) 幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援システムの改修及び運用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(5) 地籍調査成果窓口閲覧システムの導入について (個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(6) 通学路上のブロック塀等の改善状況調査及び注意喚起について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(7) 横浜市ソーシャル・インパクト・ボンド (S I B) 事業の組成に向けた母親の不安解消事業について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(8) YCU臨床データウェアハウスの構築及びその利活用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(9) 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>ア 横浜市プレミアム付商品券事業に係る購入引換券訂正事務</p> <p>イ 留学生支援事業</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア 横浜ライフイノベーションプラットフォーム (LIP. 横浜) 関係事務 (中小・ベンチャー企業向け支援事業委託)</p> <p>イ 個人番号管理業務を人事給与システムへ統合するためのシステム改修業務委託</p> <p>(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>食品表示法の経過措置期間の終了に係る周知啓発事業の委託</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 令和元年度第三者評価委員会の活動スケジュールについて</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告 (令和元年5月25日～令和元年6月21日)</p>
-----	---

	(3) その他
日 時	令和元年6月26日(水) 午後2時00分～午後6時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(公開部分に傍聴者2名)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(8)について承認する。 ・ 審議事項(9)については、「本件の個人情報漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると「個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱」第2条第1項第1号(人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ)及び第2号(特定の者の生活の平穩が著しく害されるおそれ)に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件の個人情報漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当である。」を審議会の意見とする。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第174回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、全員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。始めに、第173回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>(事務局) 事務局から、2点、誤記の訂正をお願いいたします。1点目、7ページの下から4行目の小嶋委員の御発言、同じく7ページの下から2行目の花村会長の御発言、8ページの上から1行目の花村会長の御発言にある「在席」を「在籍」に訂正いたします。2点目でございますが、同じく8ページの下から6行目の鈴木委員の御発言の最初の部分、「限って持ち出すこと」となっていますが、正確な表現ではございませんでしたので、「必要な情報に限って持ち出すことだけでなく」に修正させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(花村会長) 小嶋委員、鈴木委員、よろしいでしょうか。そのほかに御意見はございますでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p>

2 審議事項

(1) 【案件1】横浜市ことぶき協働スペース運営事業の委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に、案件1「横浜市ことぶき協働スペース運営事業の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) NPO法人の横浜コミュニティデザイン・ラボが、クラウド事業者にてデータ保存を委託するのですか。

(所管課) クラウド事業者と委託契約書を取り交わす形で契約を結ぶことは想定していません。サービスを直接利用します。料金を振り込むことで契約が成立すると思えます。

(加島委員) そのクラウド事業者がどこかは分かっていますか。

(所管課) 2社を考えています。

(加島委員) 両社ともISMSを取得していますね。

(所管課) はい。

(加島委員) それで、4ページの「3 審議に係る事務」の「内容」に記載されているように「情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している」のですね。

(所管課) はい。

(加島委員) その2社がクラウド内に格納されたデータを閲覧できないような個人情報の保護をきちんと行っているかどうか、その証明はどのような形で得ていますか。

(所管課) まず、クラウド上の顧客データをサービス提供会社が見られるかどうかですが、この2社の対策として、顧客データを保存する運用環境にアクセスできる従業員を限定しています。次に、インターネットに接続していない専用端末からのみ接続できる形になっています。また、アクセスできる従業員の執務スペースには監視カメラが設置され、入退室を管理されています。なお、サービス提供会社が格納データを閲覧したとしても、格納されたデータはファイルごとにパスワードを付けて暗号化されているので、問題はないと考えています。

次に情報漏えい対策ですが、クラウドサービスの運用環境で、複数のユーザー認証プロセスで不正アクセス及び不正ログインを防止し、セキュリティ設定の変更はサービス利用者が自身で設定し、即時反映することが可能となっています。また、監査ログでログイン操作等の状況を確認できますし、電送データは全て暗号化されています。

こういった対策が取られていることを確認しておりますので、第三者の不正アクセス等による情報漏えいに対する安全面は問題ないかと

考えております。

(加島委員) 万一、どこかに情報が漏れた場合に、何らかのペナルティを課す取決めはしていますか。

(所管課) 漏えいした場合にどうするかは契約はしていません。

(加島委員) 何らかの形で必要だと思います。

(花村会長) この問題はいつも出てくる問題ですね。

(加島委員) はい。最近、総務省や経済産業省から、クラウド事業者に関する細かい規定が出ました。その辺りにガイドライン等があると思います。それに従ってきちんとやってもらえればと思います。

(花村会長) 事務局に要望ですが、今後、クラウド事業者を使う案件が良くあると思います。クラウド利用時に情報漏えいをした場合の対応をきちんとするように気をつけてください。

(土井委員) 電子ファイルは、ローカルコンピュータで暗号化してパスワードを設定し、暗号化した状態でクラウドに保存するということが間違いないですか。

(所管課) 間違いないです。

(土井委員) パスワードは認証のときのものでなく、ファイルを暗号化するときのものでしょうか。ファイルにかけているパスワード、ログイン時のパスワード、2種類ぐらいあると思います。どちらですか。

(所管課) ファイルの暗号化と、認証するときの二つのパスワードを想定しています。

(土井委員) その2種類のパスワードは定期的に変更される運用になっていますか。

(所管課) はい、そうです。

(土井委員) エクセルと電子ファイルの数は全部で何個ぐらいですか。すべてを同じパスワードにするのはよくありませんが、たくさんのパスワードを使うのは、きちんと行わないと管理が大変だと思います。

(所管課) ファイル数は、現段階では特定していません。今後、具体的にたかっていきます。

(土井委員) おおむね幾つですか、10個とか100個ですか。

(所管課) 10単位だろうとは思いますが。

(土井委員) 二桁ぐらいですか。

(所管課) そうです。パスワード管理については受託者とも確認して、ルール化していきたいと思っています。

(小嶋委員) ことぶき協働スペースで情報を収集したり、事務を実施することですが、場所はどこにありますか。

(所管課) 今年の6月1日に寿町健康福祉交流センターが寿町に開所しました。その一部に150㎡ぐらいのことぶき協働スペース専用事務所があります。

(小嶋委員) そこには誰が入室できるのですか。

(所管課) 9階建ての建物の、1階及び2階に健康福祉交流センターが入っています。1階には将棋や囲碁などの娯楽室、図書コーナーがあります。2階にことぶき協働スペースがあります。同じ2階に、この健康

福祉交流センターの事務所や公衆浴場もあります。基本的に誰でも入室できる施設にはなっています。

(小嶋委員) 紙データを鍵付き書庫に保管するということですが、ここには事務職員以外も入室できますか。

(所管課) ことぶき協働スペースはカウンターで仕切られており、入ろうと思えば入れてしまいますが、基本的には窓口で対応し、必要であればスペース内に入ってもらいます。

(小嶋委員) 区分けされているということですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) それであれば、個人情報保護もできるかと思います。

8 ページ「5 取り扱う個人情報」【事務の委託】の「対象者3 寿地区におけるボランティア活動希望者」から収集する「個人情報の種類」の中に、「趣味・し好」という項目があります。この収集目的は何ですか。

(所管課) 専門知識を活用してボランティア活動を行うことがあります。例えば、鉄道愛好家で鉄道に詳しい人は、鉄道の案内や講演をする、といったことを想定しています。

(小嶋委員) こういう情報を収集しておく、ボランティア活動をするときにより有益だということですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 7 ページ一番上の「5 取り扱う個人情報」【事務の委託】の「対象者1 まちづくり・地域支援、地区内外の交流と連携の推進に関する取組の対象となる団体の担当者」の想定件数が 600 件となっています。団体の担当者はこんなに多いのか、疑問です。正しい数字ですか。

(所管課) 今、想定している数としては、各種団体で 50 団体ぐらいです。講演会の参加者として 540 人です。内訳は、月に 2 回、30 人規模のものを開催したとして、7 月から翌年 3 月までの 9 か月で 540 人です。50 団体と 540 人で、合計 600 件位と想定しています。

(小嶋委員) 600 件でなく、600 人ですか。

(所管課) そうですね、600 人です。

(花村会長) では、「件」を「人」に直してください。

(鈴木委員) 7 ページの「5 取り扱う個人情報」【事務の委託】の「対象者1 対象となる団体の担当者」の「個人情報の種類」に「講演会やワークショップのアンケート」があり、細かな個人情報を収集するようですが、その理由にはどのようなことがありますか。広く多くの人に参加してもらいたい場合に、そんなに細かいことは聞かずに参加してもらっても多いかとは思いますが。

(所管課) 講演会・ワークショップ後に、感想などを書いていただき、それを分析することを想定しています。後々同様の講演会を開催するときに御案内することが可能になります。また、どの年齢層がどんな感想を抱くかといったデータも得たいと考えています。

(鈴木委員) 9 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「4 個人情報取扱者の人数」に、「その他 2 名」とあります。「その他」とは何ですか。

(所管課) このことぶき協働スペースの従事者であることには間違いなく、その他の職種なのですが、確認して後ほど報告いたします。
(花村会長) では、後ほど確認して報告してください。
(花村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】保険医療機関等の不正利得の回収に係る事務処理委託について

(花村会長) 次に、案件2「保険医療機関等の不正利得の回収に係る事務処理委託について」の御説明をお願いします。
(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>
(所管課) <資料に基づき説明>
(花村会長) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。
(加島委員) 東京都は既に、市町村分を払っているのですよね。厚生労働省が指導監査に入って同意書を取れたものについては、今までずっと都から来て東京国民健康保険団体連合会で料金を相殺しています。神奈川県は今までしていなかったのですか。都道府県単位化になってはじめて、不正利得の回収を県で行うようになったということですか。
(所管課) 通常のは、東京都と同じように、神奈川県でやり取りしています。
(加島委員) 複数の市町村にまたがる案件の対応について今回審議するのですか。
(所管課) そうです。都道府県単位化の法改正がありました。県で広域的な対応が取れるものは県に委託するという措置です。
(花村会長) 具体的に言うと、どういう法改正なのです。国民健康保険は横浜市が保険者です。それが県に全部移行するのですか。
(加島委員) 共同保険者で、都道府県も同じように保険者になります。
(所管課) 市町村は引き続き窓口として保険事業の事務を行います。今回の統合で、都道府県も共同保険者になり、一緒に県内の国民健康保険制度を運営していきます。例えば保険料が市町村ごとにまちまちだったりするので、都道府県内で合わせていこうという動きがあります。
(花村会長) それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】国立精神・神経医療研究センターによる薬物依存症者の地域支援に関する調査研究への協力について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「国立精神・神経医療研究センターによる薬物依存症者の地域支援に関する調査研究への協力について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(吉田委員) 29ページの「調査の流れ」に、「面談の際、説明し同意が得られれば」とありますが、もし収集を拒まれた場合には影響しませんか。

(所管課) 当初、調査内容を十分説明し、同意を得られた場合のみ協力いただきます。途中の段階でも「調査への協力をやめたい」と申出があった場合には、その人については情報収集の対象外とします。

(新田委員) 薬物依存症の人は、地域で保護司が面倒を見ていないのでしょうか。あくまでも薬物依存症者の施設で回復療養していくのでしょうか。

(所管課) 保護観察中につきましては、保護司が付く形で支援されます。今回、「刑の一部執行猶予制度」により刑が猶予されて保護観察期間が設けられ、保護司の大変な尽力で支援していただいています。この調査では、保護観察期間中や終わった後に、薬物依存症者が他の機関にどのようなつながっているのかを調べます。例えば、保護司だけでなく、青少年地区センターや介護福祉施設などにつながっていれば再発防止に結び付く可能性がある、といったことを、今回の研究の中で知りたいと考えています。保護司が支援することも当然ですが、それ以外の機関も含めて支援体制を整えるに当たり、現状を調べていきたいと考えています。

(新田委員) 保護司は、調査対象者の経歴などのデータを知るわけですよね。

(所管課) 調査のデータを保護司に提供するかという御質問ですか。

(新田委員) そうです。

(所管課) そういう御質問でしたら、保護司には全く提供しません。

(鈴木委員) 28ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類(紙データ)」の中に、「同意撤回書」という記載がありますが、同意を撤回した場合にどのような手順で何をするのですか。

(所管課) 同意撤回の申出があった場合には、同意撤回書の提出を依頼します。撤回書は、保護観察所での最初の面接時に同意書と一緒に渡していますが、もし手元になれば改めてお渡しできます。電話の調査中に「撤回したい」という話があった場合は、撤回書の提出を依頼しますが、撤回書の提出がなくても電話で意思表示があった時点で、調査の同意の撤回があったとみなし、それまでに収集した個人データを削除します。

(鈴木委員) 削除するとは、端末で横浜市の側で削除するのですか。

(所管課) 削除を依頼し、サーバ上から消します。

(鈴木委員) その時点では研究センターのデータにはまだ含まれていない段階ということですか。

(所管課) データは端末上にはなく、サーバの中にあります。サーバに入れる情報を端末上で入力することとされています。端末上で「この対象者が同意を撤回した」と入力した場合には、同意撤回者のデータ自体が、サーバにある研究に利用される対象のデータから削除されます。

(鈴木委員) 識別性低減化したエクセルのデータになるタイミングがあるかと思います。そのエクセルのデータに含まれている個人のデータも同じく削除しているのですか。研究センター側のデータでも横浜市において集計・分析するデータでも、両方から削除するのですか。

(所管課) はい、研究にも利用しないようになっています。

(鈴木委員) 研究センター側でエクセルデータに加工するタイミングがいつなのかも確認し、プロセスは整理してください。

(土井委員) 26 ページの「3 審議に係る事務」【思想、信条等に関する個人情報収集の制限】と、28 ページの「5 取り扱う個人情報」【思想、信条等に関する個人情報収集の制限】に、保存期間が「少なくとも5年」と書かれています。どんどん延びる可能性もあるのだろうと思います。いつ誰のどのような判断で延長されますか。機微な情報ですので、期間が分からないと落ち着きません。

(所管課) 研究センターの責任者に確認をしました。研究を行った場合に、バックデータとなる情報が担保されていないと、客観性がなかったり、別人が検証する場合に支障があります。STAP細胞の事件があって以降、バックデータを保存することが強く求められるようになっていきます。そのため、「少なくとも」と書いています。対象者に研究の説明をする際の説明書にも「少なくとも5年」と書かれています。本市でもそのように説明します。

(土井委員) 「少なくとも5年」は本人にも伝わっているのですね。

(所管課) はい、明示しています。

(小嶋委員) 社会的差別の原因となるおそれのある情報を収集することから同意の手続きを取るのだと思います。公益上特に必要であるから収集するということですね。具体的にどのような方法で同意を取るのですか。

(所管課) 調査研究説明書に項目を細かく書いてあります。それぞれの説明項目の「聞いた」欄にチェックを付けるようになっています。説明書の最後には、説明項目の内容を理解したことと、自由意思で研究に参加することが明記されており、同意年月日、自書による署名、住所、電話番号を記載してもらいます。説明者が「確かに説明をした」ということで署名する欄もあります。

(小嶋委員) どういう項目でどういう説明するのか知りたいです。

(所管課) 項目としては、「本研究の目的及び意義」「実施方法及び参加いただく期間」「参加により生じるかもしれない負担、リスク、不利益について」「ほかの治療方法との併用について」「経済的負担」「研究参加

の任意性と研究参加後の同意撤回について」「本研究に参加することに同意しても後でも撤回が可能であること」「参加しなくても、同意を撤回しても、治療上いかなる不利益も受けない」「個人情報の取扱い」「資料・情報の保管及び廃棄の方法及び二次利用について」「研究の資金源や研究者等の研究に関する利益・効果について」「研究実施後における医療の提供について」「参加された方の研究結果の扱いについて」「研究参加によって生じた健康被害に対する補償について」「研究に関する情報公開について」「この研究に関する資料を入手又は閲覧したい場合の手続について」があります。

(小嶋委員) それであれば十分だと思います。「公益上特に必要である情報」と言うためには、「この研究を何に使う」と明示される必要があります。また、研究倫理上の必要事項が十分満たされていることも必要です。今の説明の中に含まれていたもので、十分だと思います。

28 ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」欄の、「生活状況」の中に、「生活の質」という項目があります。これはどのような内容ですか。

(所管課) 御自身の生活の質をどう評価するかという項目です。「全く悪い」から「非常に良い」までの5段階で回答してもらいます。御本人が自分の生活の質をどう感じていらっしゃるか、評価してもらいます。

(小嶋委員) この事案は事務の委託には当たらないのですね。

(事務局) 本件については、事務の委託ではなく、個人情報を、同意に基づいて外部機関に提供するという形です。社会的差別の原因となるおそれがある個人情報は、収集については本人同意があっても収集できない情報ですが、公益上特に必要があるということで収集します。

(吉田委員) 同意を取るとき、研究成果の公開の方法については「こういう形で公開する」という情報提供はあるのでしょうか。

(所管課) 厚生労働省の補助金による研究なので、その報告書として、調査内容や方法、経過、考察などはまとめるものだと思います。

(吉田委員) そのような観点ではなく、研究成果の公開には、研究の方法、ケーススタディやいろいろなやり方があります。もちろん個人が識別できないように氏名等を加工するのですが、状況を見れば加工されていても個人が特定できることもあります。例えば我々がインタビューをするときには、名乗った上で「このような内容を書く予定で、このような方法で発表する予定だが良いか」と事前に確認を取り、インタビュー後に、発表前にもう1回相手に同意を得ています。「これでいいか」と確認してからしか公表しません。研究発表の方法の確認は取れていますか。

(所管課) 対象者への説明資料の中では、「この研究の成果は学会発表や論文など、学術的な場のみで発表する。その際も全て個人情報を匿名化した上でまとめるので、あなたの個人情報が公表されることはない」としています。

(吉田委員) 非常に変わった病気で数人しかいないと、匿名化しても分かってしまいます。分野によるのですが、薬物だとそんなに特定性がな

いのでしょうか。その処理で十分なのかも確認してもらえたらと思います。

バックデータは個人を識別できる状態でデータを置いておくことが必要なのでしょうか。保存期間が5年以上ということですが、実質ずっと保存されてしまう可能性もあります。

(所管課) 個人を特定できない形にすることは可能ですが、ある人が経年変化により、どのような経過をたどるのかはデータとして必要です。どの情報とどの情報が同じ人のデータなのかは判別できるようにする必要があります。

(吉田委員) 結局、符号だけにするのですか。

(所管課) 識別番号です。

(吉田委員) 個人の氏名などは削除するのですか。

(所管課) サーバ上は残ります。ただ、CSVデータで取得する際には個人の氏名は削除した形で取得します。

(吉田委員) 医療分野の研究は、「ひも付けができないと意味がない」という理由で匿名化できないと聞いています。

(花村会長) 匿名化して全く分からない情報ではなく、その個人がどうなっていくかを知りたいということがあるのではないのですか。

(所管課) 識別番号を付番しているので、個人が一見して特定される形ではデータは残りません。

我々がタブレット端末でその対象者のデータを表示するためには、国立精神・神経医療研究センターが持つ元のデータには個人が特定される情報があるはずですが、調査機関である国立精神・神経医療研究センターが調査結果としてまとめ、我々が受け取るデータは、識別番号化されて個人が分からない形になっています。御質問は、元であるサーバ内のデータはどこまで必要かということだと思いますので、確認させてください。少なくとも研究期間中は、我々は「この人のだ」と判別できるデータを表示させる必要があるため、その期間は個人が分かる状態で保存されていると考えます。

(大谷委員) こういった追跡調査を行う場合には、個人を特定して同一性を維持しながら情報を追加していくことが求められます。識別性をなくして完全に匿名化することはできません。むしろ他人のところに追加してしまう誤入力の問題も発生してしまいます。一定の識別できる状態にした上で管理をするということで合理的なやり方をしていますが、これは完全に匿名化されている情報ではなく、あくまで識別可能性を相当程度低減したデータにすぎません。つまり、個人情報そのままであるという認識で研究を見る必要があると思います。

個人情報であり続けるデータを調査研究に使う上で、識別に要する氏名、住所、電話番号などの閲覧を制約する技術的な措置を講じている点などからしても、かなり慎重に検討した仕組みを導入しています。専用のシステムを構築したということによってそれが実現できていると思います。安全性については信頼できるものではないかと思っています。

今回、精神保健福祉センターで情報を収集し、それを国立精神・神経

医療研究センターに提供するという、第三者に対する提供が発生します。やはり収集の主体と調査研究を行う主体が別であるため、システムは一つでもデータ管理しているところが2か所になります。万一、漏えい事故などが発生した場合の報告をすみやかに受けるなど、情報の安全管理について何らかの取決めをして、契約上の措置を取ることも併せて実施したらいいと思います。その辺りは、国立精神・神経医療研究センターとどういうやり取りになっていますか。

(所管課) 何かあったときの管理体制や事故の報告体制については当然、そのとおりにやるものだと思います。改めて話はしたいと考えています。

私どもの説明が不足していましたが、25 ページ「2 事務全体の概要」の【情報の流れイメージ】図を御覧ください。実際に国立精神・神経医療研究センターが、氏名、住所等の個人情報が入ったサーバを管理しているのではなく、別のところにある調査専用ウェブシステムで管理しています。24 時間 365 日の管理体制やリスク管理は、その管理会社の中でしっかりやっていくところがあります。国立精神・神経医療研究センターはあくまでも、調査データを識別番号化したものを受け取る側です。

(吉田委員) 保存期間について「少なくとも5年」と説明し同意を得ていても、実際には5年ではないですね。なぜ「5年」と言うのでしょうか。

(所管課) 実際に5年かどうかは現時点では私どもも分かりません。少なくとも5年ということなので、5年で廃棄される可能性もあるのだと思います。その後必要性が生じたり、その時点でまだ検討を続けているような状況があれば、5年以上保存されることもあるという理解です。

(吉田委員) 廃棄の確認はどのように行うのですか。何か報告はありますか。

(所管課) 報告はないと思われます。

(花村会長) 廃棄されたかどうかの確認はきちんとするのでしょうか。

(所管課) 国立精神・神経医療研究センターが委託しているシステム開発者で、最終的に復元不可能な形での削除を行います。

(花村会長) それはどうやって通知を受けるのですか。

(所管課) 国立精神・神経医療研究センターから我々にも報告を受ける形だと認識していました。改めて確認します。

(中村委員) 27 ページ「4 個人情報の管理体制」【電子計算機処理の開始】のデータ管理に関しての項目で、「ID・パスワード付与」にチェックがついています。このID・パスワードは職員ごとに付与されるのですか。

(所管課) ここでいう個人情報の管理体制は電子計算機処理の部分についての説明です。先ほど申し上げたウェブサーバの話ではなく、国立精神・神経医療研究センターから横浜市が受け取ったエクセルファイルの話です。このエクセルファイルは国立精神・神経医療研究センターではなく、横浜市のこころの健康センターにある共有サーバに保存しま

す。こちらは横浜市職員の I D ・パスワード付与と施錠による管理です。

(中村委員) 犯罪歴は否定的な評価しか生まないので、要配慮個人情報の中でもとりわけ要配慮性の高いものと意識しているのだと思います。できるだけ厳しいデータの保護管理措置をしておいたほうがいいと思います。

(花村会長) 意見としてということでもいいですか。

(中村委員) はい。

(花村会長) 確かに今、中村委員が言ったとおりですが、目的としてはやっていかざるを得ない性質のものだと思います。目的は、再犯率を減らすことでしょう。薬物依存者の再犯率は非常に高いですから。

しかし、個人情報は非常に大事なので、管理体制をよく考えて適切に運用してもらえればと思います。

(花村会長) それでは、案件 3 を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件 4】 幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援システムの改修及び運用について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 4 「幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援システムの改修及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 4 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 42 ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」には、その子の兄弟や保護者などの家族構成は必要ないのでしょうか。

(所管課) 取り扱う個人情報の対象者に、「保護者及び世帯員」として含んでいます。

(花村会長) もともと認可外保育施設は対象外だったのですか。

(所管課) 当初は認可外保育施設は対象外という報道がありましたが、その後、国で議論された結果、認可保育所に入れずにやむを得ず、認可外保育施設に入っている人がいるだろうということで、認可外保育施設も対象になりました。

(花村会長) そのようなこともあり、システムを改修する必要が出たのですね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 42 ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」にある「保護者の口座情報」とは、通常の金融機関の口座番号ですか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員) 46 ページ「個人情報を取り扱う事務変更届出書」の「変更内容」欄に「個人情報の記録項目」があります。そこに変更項目として「親族関係、財産を追加」とあります。「財産」というのは、個人情報の種類のどれに該当しますか。

(所管課) 変更届を提出する理由は、「事務の名称等の適正化による変更」です。これまでも滞納整理を行っていたので、本来以前から届けておくべきだったのですが、今回必要な事務を整理した上で、そういった金融機関の情報や生命保険の有無など、それぞれの「財産」と呼ばれるものを扱うという意味で届け出ました。

(小嶋委員) そのような意味での「財産」ですか。分かりました。

(花村会長) それでは、案件4を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】地籍調査成果窓口閲覧システムの導入について (個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「地籍調査成果窓口閲覧システムの導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(吉田委員) 事務の委託の審議がありますが、この受託者が行うのはシステムを作るのみですか。データの入力は横浜市で行いますか。

(所管課) 開発と同時に当初のデータの入力も受託者が行います。

(花村会長) ソフト開発とデータ入力も委託するということですか。

(所管課) はい、そうしないと実際に稼動するかどうか確認が取れません。

(吉田委員) 56 ページ「委託先個人情報保護管理体制」に「作業員以外入室可」「上記以外 190 名」「IC カード等により ID 等をシステムに記録」とありますが、IC カードで入退室を記録しても、190 人もいたら、その中の誰が個人情報に触ったかまでは分からないのではないのでしょうか。

(花村会長) 誰かが情報を入手する可能性があるようで心配ですが、管理体制はどうなっているかという質問ですか。

(所管課) 受託者においてデータ保管場所の鍵の管理が特定されています。その中で管理できると考えています。

(花村会長) より厳重な管理をお願いします。

(所管課) 私どもも再度確認し、徹底します。

(花村会長) 50 ページ「2 事務全体の概要」の【参考】に、「地籍調査の

実施状況は、市域全域に対して 38%です」とありますが、いつ頃 100パーセントになりますか。

(所管課) 横浜市は政令市の中では非常にいい実施状況ですが、特に都心部なので、我々は 100 年単位ぐらいのイメージで考えています。ひと筆ごとに地籍調査を行って、所有者同士が境界を確認しながら行いますが、なかなかそれが成立しません。街中へ行くほど境界に対するそれぞれの認識があります。私どもは 3 年かけて 1 地区を調査します。大体 0.1 ヘクタールぐらいしかできません。筆にして 2,000~3,000 筆程度で、それだけの所有者がいます。全員の合意を取っていく地道な作業です。周辺部のほうが進んでいるところはありますが、中区や西区では戦後復興の図面など、違う要素が入ってきて、非常に難しくなってきました。ですから、非常に小さい単位でしか調査が進みません。

(小嶋委員) この地籍調査は国がやっているものではないのですか。

(所管課) 国土交通省の所管です。

(小嶋委員) 閲覧をする人はどういう目的で閲覧するのですか。土地家屋調査士ですか。

(所管課) 土地家屋調査士、測量士、あとは御自身の土地の確認をしたい人です。法務局に公図や登記簿があるので、そこで確認できるものですが、大抵は争いがあり、元はどうだったのかを確認に来られます。

(小嶋委員) 法務局ではそこまで細かいデータは分からないですか。

(花村会長) 公図と地籍図が一致していない場合が多いですか。

(所管課) 旧公図の修正作業があります。簡単に言うと、法務局にある公図の原図を作っている作業です。外枠は必ず一致しますが、その中で分筆や合筆が起きると形が変わってきます。

(花村会長) それでは、案件 5 を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件 6】通学路上のブロック塀等の改善状況調査及び注意喚起について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 6 「通学路上のブロック塀等の改善状況調査及び注意喚起について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 6 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 受託者へのデータ受渡し用 CD-R はどちらで用意するのですか。

(所管課) 横浜市側で用意します。

(土井委員) ウイルススキャンが済んだものですか。新品のものですか。

(所管課) 新品のものです。

(土井委員) 69 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の(6)「個人情報保護対策」ですが、横浜市建築士事務所協会では、このデスクトップ5台にウイルス対策ソフトなどが必ず入っているのかどうか、チェックが必要だと思います。提供したCD-Rはちゃんとしているかもしれませんが、USBを挿したりしてウイルス感染するおそれもあります。ここに項目として書いてありませんが、明記したほうがいいです。ウイルス対策ソフトが必ず入っていることを確認してください。

(花村会長) では、「その他」欄に入れておきましょう。

調査員は建築士などでしょうか。全員把握できているわけですね。

(所管課) 会員名簿等での把握になります。

(花村会長) 多くの会員の中から横浜市建築士事務所協会が調査員を選定するわけですね。横浜市側でも最終的には誰が調査をしたか把握できますか。

(所管課) はい。直接、調査員等にもやり方等を説明する研修の機会があります。

(花村会長) せっかく調査したのに、まだ危ないところが残っていたら困りますから、直していく必要があります。

(小嶋委員) 補助制度はあるのですか。

(所管課) あります。そういったことも一緒に確認しながら調査を行います。

花村会長) それでは、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(7) 【案件7】横浜市ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)事業の組成に向けた母親の不安解消事業について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件7「横浜市ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)事業の組成に向けた母親の不安解消事業について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 79 ページ「3 審議に係る事務」【電子計算機処理の開始】にあるように、目的外利用ということで個人情報保護条例第10条第1項第5号の適用があります。平成30年度分と令和元年度分は抽出条件が違うようです。改めて「5号に該当する」ということで、審議会の意見を聴かなくてよいのですか。

(事務局) これは、実施機関内部での利用になるので、審議会に諮る事項ではありません。実施機関内部での合議事項です。

(小嶋委員) 内部での合議事項とは何ですか。

(花村会長) 内部で協議すればそれで足りるという話です。審議会に諮る必要はありません。

(中村委員) 条例第 10 条第 1 項第 5 号に当たる場合は、第 10 条第 3 項で「審議会の意見を聴かなければならない」とあります。ここには当たらないという説明ですか。

(事務局) 条例第 10 条第 3 項には「実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。」とあります。実施機関内部の者に提供する場合には、これに当たりません。

(小嶋委員) 非参加者の個人情報を提供できるのか、公益上本当に必要と言えるかどうか疑問があります。その点は審議会で審議しなくてもいいのですか。

(事務局) 審議会にあらかじめ諮る必要はないですが、御意見があれば伺いたく思います。

(花村会長) それは重要なところだと思います。

(小嶋委員) 参加者群と非参加者群を比較するのは、小児医療費の部分だけですよね。その比較をすることが公益上特に必要と言えるのでしょうか。不安の軽減については、参加者群の利用前後の比較をすればそれで足りる。

(所管課) 医療費削減の効果についても検証したいということです。

(小嶋委員) 非参加者の医療費のデータはいらないですか。

(所管課) 非参加者群については、市民局から政策局に住所などを含めたデータをもらい、住所から、同じようなところに住んでいる人を条件抽出します。サービス提供者に渡すときには統計情報の形にし、個人情報を低減させて提供します。

(小嶋委員) 後で医療費データは確認するのですか。

(所管課) 氏名や ID で、月に何回受診したか調べます。0 歳児と同じぐらいの条件で、非参加者の医療費の支払データと、参加者のデータを比較します。アンケートと併せて、相談して不安が解消したことにより、参加者の受診がある程度、適正化できたかどうかを検証していきたいと思えます。

(小嶋委員) 同意なしに個人情報を提供していいのかどうか疑問です。

(吉田委員) 調査目的だと、簡単に右から左へデータを使っているように感じます。国の昨今の方針も関係あるのかと思います。そもそも同意がないようなので、条例第 10 条第 1 項第 5 号の「公益上特に必要」が何であるのか、もう 1 回考え直して、非参加者のデータ等が必要でないなら、そうしたものを目的外利用することは避けるべきだと思います。

(花村会長) その点に関して意見はありますか。

(加島委員) 行政目的の話になるのですか。

(花村会長) そうです。

(加島委員) 個人に関する項目を全部削除して、統計データとしてまとめた金額を比較に使っています。この比較のためのデータが利用できな

いとなると、この事業そのものの効果を表せなくなってしまうです。
(花村会長) 検証のしようがなくなります。

(加島委員) 救急車を呼んだ回数などだけでは、事業として成立しないのではないかと思います。

(花村会長) 医療費削減という大きな目的があり、個人情報をも目的外で使っています。小嶋委員や吉田委員は、「知らないうちに自分の情報が使われているのでは」と感じるということです。利用する側からすると「あなたの情報を使ったかもしれないけれど、個人識別性を低減化させて統計情報の形にしているから、市民として協力ほしい」という感じでしょうか。確かに、そのように同意もなく使われているのかという考えもあるでしょう。事業のためにそこは了承してもらうのなら、「公益上特に必要がある」と言えるかという問題は確かにあるでしょう。

今後ずっとこういう問題が出てきますよね。

(事務局) データの利活用の問題が将来的に求められている状況で、なおかつ、民間の活力の導入も求められています。非参加者群の比較データは必要だろうと考えます。妊産婦の医療費は一時的なので、同一の人の前後の比較もできないのですよね。

(小嶋委員) どこかで「こういう事業をやります」と市民に周知する必要があるかと思います。

(吉田委員) 非参加者は同意がないけれど、参加者には同意を取らないといけないのですよね。若干気持ち悪く感じます。

(所管課) 相談カルテと産婦人科の検診カルテの情報を共有する必要があるため、参加者の同意はどうしても必要になってきます。

(吉田委員) 一方で、非参加の人は水面下で、自分が認識しないうちにデータが使われてしまいます。

(所管課) 利用するのは医療費だけです。

(吉田委員) 参加者と非参加者で差があるからですか。

(花村会長) 参加者はもちろん、同意を取っていかなければいけません。しかし、非参加者のデータを利用しないとこの事業は全く成り立たないのですよね。

(所管課) データの結果に基づいて施策に生かそうという流れが全体的にある中で、比較は重要かと思えます。

(花村会長) 昨年審議会に諮り、すでに実施している小児科オンラインの実績は、まだ検証が終わってないから、報告できないということですね。

(所管課) 医療費のデータについては、医療機関から診療の支払のデータが2か月遅れで来ます。その条件抽出などをしてもらったところです。もともと昨年の段階では、区の平均的な医療費のデータと、小児科オンラインを使った人の比較をしようと考えていて、当初そのように示していました。

昨年度モデル事業をしていた中で、より精度の高い分析の仕方を検討し、参加者群と非参加群の比較をすることになりました。ランダムに抽出し、住所が同じような人を合わせて比較します。分析に時間がかかり、報告が遅れていることは申し訳ありません。昨年度の実績は今年度

の実績と併せて引き続き検証して報告させていただきたいと思います。

(花村会長) いずれにしても、この検証結果が聞きたいです。この事業は本当にやるべき事業だったのか、やってみただけで差異がなかったとか、逆だったということもあるのではないかと思います。土井委員、御意見がありますか。

(土井委員) 「こういうのをやります」というのも重要ですが、市民が知らない間に情報を使われているならば、「その結果、何かいいことがあった」と示されないと続かないと思えます。

(所管課) 結果については公表していきたいと思っています。昨年の小児科オンラインの医療費の比較は、支払データの関係で報告時期が遅れてしまいましたが、アンケートはもう収集して一部を公表しています。昨年度、利用者の93パーセントが子育て不安を経験し、70パーセントが病院に行かずに済んだという回答がありました。それについては今回のサービス提供事業者から少しずつ公表しています。まとまったら本市からもはっきり説明したいと思えます。

(吉田委員) 実施機関というのは横浜市全体を指すのですか。

(所管課) 前回の実施機関は港北区でした。今回も同じく港北区です。

(事務局) 条例の定義では、実施機関というのは横浜市長です。横浜市の中では公営企業管理者や教育長、別の実施機関もあります。横浜市立大学も別の実施機関です。

先ほどの条例第10条第1項第3号の「実施機関以外のものに」とは、広く定義している実施機関全て、横浜市のいずれかの実施機関以外のものにとということです。横浜市以外の機関に提供する場合は、審議会での承認が必要です。

(吉田委員) 所管課をまたいで個人情報を使う場合に審議会に出ることがあると思えます。そのような意味において実施機関とは何を指しますか。

(事務局) 港北区と政策局、あるいは、政策局と健康福祉局という関係だと、いずれも横浜市長の保有機関という位置付けになりますので、同じ実施機関の中での目的外利用です。

(吉田委員) そうすると、内部の合議で済むのですか。

(花村会長) 横浜市ではそのような取扱いをしています。

ただ、それより、根本的に「知らないうちに自分の情報を使ってしまっているのか」というのが素朴な疑問でしょう。そのような疑問は、次の案件についてもいろいろ出てくるのでじくじたる思いがありつつも、その点をよく加味してもらいたいと思えます。

(土井委員) 昨年度の調査結果はなぜ遅れているのですか。

(所管課) もともと医療機関にかかってから医療費データが集計されて健康福祉局に届くのに2か月かかります。年度内に分析を完了できませんでした。

また、当初予定していたやり方と分析の仕方を変えて、非参加者群の条件設定をしました。これから非参加者群のしぼり込みをして比較

分析をします。

(土井委員) つまり、平成 30 年度のものも、当初は非参加者群の考え方はなかったが変更し、それは今回の審議事項の中に含まれるのですか。

(所管課) 今回一緒に審議していただきます。

(土井委員) それは読み取れませんでした。そうなのですか。

(花村会長) 前回はどうでしたか。

(所管課) 前回の時点では、事業が始まる前でしたので、参加者群の 70 名ぐらいと、港北区全体の 0 歳児の医療費情報を使って把握したいと考えていました。より条件を近づけて、余分な要因をなるべく排除し、同じような環境の人について、サービスの有無で医療費を比較できるように条件付けすることになりました。そこを審議いただいてから、データの分析に着手しようと考えています。

(土井委員) 85 ページ「5 取り扱う個人情報」【電子計算機処理の開始】に対象者 1、2、3 とあります。対象者 2 には、平成 30 年度分も令和元年度分も含まれているのですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 対象者 3 については注釈がついていて、30 年度分は第一子に限定するが令和元年度は限定しないと書かれています。昨年度用と今回用と、二つの【非参加者群】の情報をつくりたいのですか。

(所管課) 対象者 3 としては 2 パターンです。

(土井委員) 対象者 3 は、子の氏名、住所、生年月日ぐらいしか個人情報の種類が書かれていませんが、これらの情報をどのように使っているのでしょうか。

(所管課) これらの情報を基に医療費受給者番号を調べることができます。その医療費受給者番号を基にして、実際にかかった支払データを得られます。

(土井委員) その医療費受給者番号は氏名と住所と生年月日で調べられるのですか。

(所管課) はい。

(土井委員) 最初からその番号を「個人情報の種類」に記載できないのですか。

(所管課) 参加しない人の番号は知りようがないため、無作為抽出した情報から参照しています。

(事務局) 先ほど、個人情報を実施機関の内部又は他の実施機関に提供し目的外に利用した場合に、知らないところで使われているという話がありました。個人情報保護条例上は、第 10 条第 4 項で、「目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審議会に報告するものとする」とあります。半年に一度、まとめたもので「目的外利用をした」という報告をいたします。当審議会の配架資料として公になります。また、年度ごとにまとめた運用状況報告の中にも目的外利用の合計件数を掲載し、ホームページで報告しています。事後ではありますが、目的外利用があったことは報告されています。

(花村会長) そのような問題があることを重々承知し、今後の事業での情報

の取得方法も十分検討してください。

(花村会長) それでは、案件7を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(8) 【案件8】YCU臨床データウェアハウスの構築及びその利活用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件8「YCU臨床データウェアハウスの構築及びその利活用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(事務局) 事務局から資料の訂正をお願いします。109 ページ「個人情報ファイル簿兼届出書（電子計算機処理）」の、下から4マス目の「当該実施機関以外の経常的提供先」に記載がありますが、ここには該当しないため、すべて抹消し空欄とさせていただきます。

(小嶋委員) 今回の案件は、識別性がないように十分に考慮されています。目的も明確なので、私としては問題ないと思えます。

(土井委員) 102 ページ「5 取り扱う個人情報」【電子計算機処理の開始】の「個人情報の種類（電子データ）」の欄の、【上記のうち、個人識別性低減の際に削除する項目】に生年月日が入っています。生年月日は加工はされますが、完全に削除していないと思えます。

(所管課) 所管課のシステム担当から御説明します。患者本人とは違う形を保障するので、特定できないよう日をずらす処理をしていますが、確かに項目としては残っています。

【個人識別性低減後のデータ】欄に「変更後生年月日」があるにもかかわらず、【上記のうち、個人識別性低減の際に削除する項目】欄に「生年月日」があるのはおかしいということについては、もっともかと思えます。

(花村会長) 生年月日は削除する項目から外して構いませんか。

(所管課) 最終的には変更後の生年月日が残るだけなので、結構です。

(花村会長) では、【上記のうち、個人識別性低減の際に削除する項目】欄の「生年月日」を削除とします。

(土井委員) 今回、受託者にいろいろ事務を委託するそうですが、この会社に個人データを渡す前に、横浜市立大学で十分加工するということが間違いないですね。

この最終的なデータの使い方について、「イノベーションソース」とか、いろいろキーワードがありました。95 ページ「2 事務全体の概

要」 「(4) DWHの運用事務」の4行目に、「大学院生が教材として利用します」とあります。研究目的だと話が分かりやすいのですが、教材だと先生も学生も使うと思います。研究者は必要に応じて目的を一筆書いてもらうのがやりやすいのですが、先生や研究者と学生とでは利用目的が違うのかが気になりました。こういった運用を想定していますか。

(所管課) 本学は来年4月から、日本で初めてヘルスデータサイエンスに係る大学院の設置を予定しています。教員が新たに着任予定で、その教員たちが研究を申請し、本学の倫理審査委員会等を通じて改めて個人情報配慮等も審議してもらいながら研究を行うことを考えています。

教材については、そうした教員が行った研究を通じて、学生に「こういった研究の方法がある」と示す使い方を考えています。大学院生がフリーハンドでログインし、データを使うことは基本的には想定していません。

(土井委員) 「こうすればいいことができる」というのは伝えるのですか。

(所管課) はい。

(土井委員) それは大変いいことです。

(所管課) 本学のルールでも学生が、電子カルテから診療科の当該データだけを抜き取り、解析し、それを論文化して健康福祉に役立てることは現在でも行われています。その場合は、きちんと研究計画を書いてもらい、本学では厳しい審査を受けているので、フリーハンドで使わせることはありません。

(土井委員) 分かりました。統計学などを学ぶ際の教材というのはかなり一般的な表現なので、少し不安がありました。

(所管課) 「この事例としてはこういった解析ができました」という程度だと思います。

(土井委員) 学生を信用しないわけではありませんが、その辺りはきちんとしてもらいたいなと思いました。

(加島委員) 横浜市立大学は研究の情報公開はホームページでしているのですか。例えば北里大学では、「研究情報の公開について」として、研究内容を全部オープンにしています。もし患者が協力を希望しない場合には北里大学に連絡する形を取っています。横浜市立大学ではどうですか。

(所管課) 全ての研究に関して患者の権利を保障することが大前提です。それに関してはオプトアウトしています。この研究についても配慮すべき事項なので、オプトアウトする予定です。

(花村会長) 次世代医療基盤法があります。そこでは認定匿名加工医療情報作成事業者が定義され、個人情報の低減化処理をされると言われています。その事業者はまだ決まっていますよね。今やろうとしている低減化はそれに準じてということですが、準じて、とは次世代医療基盤法のその事業者が行うものと同程度になるのですか。

(所管課) 厳密に言うと、次世代医療基盤法の施行規則第18条では、本

人性を完全に捨てることを前提にしています。例えば、「本人はどんな薬を」という情報になってくると、本人のデータも薬の情報も完全に連結しないような形を求めています。

ただ、研究で使うとなると、本人識別性は低減しますが、「こういう属性の患者がこういう薬を使って、その結果こうなった」というのは残さないと意味をなしません。そこだけは唯一異なると考えています。

(加島委員) 現在、次世代医療基盤法の認定匿名加工医療情報作成事業者に手を挙げているのは日本医師会だけですね。

(所管課) 日本医師会ともう一つかと思います。

(加島委員) まだ認可されていません。

(花村会長) そうですか。本件は、是非、横浜市民として頑張ってもらいたいです。

それでは、案件8を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(花村会長) 次に案件9の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、本件は個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 横浜市プレミアム付商品券事業に係る購入引換券訂正事務

イ 留学生支援事業

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 横浜ライフイノベーションプラットフォーム (LIP. 横浜) 関係事務
(中小・ベンチャー企業向け支援事業委託)

イ 個人番号管理業務を人事給与システムへ統合するためのシステム
改修業務委託

(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

食品表示法の経過措置期間の終了に係る周知啓発事業の委託

4 その他

(1) 令和元年度第三者評価委員会の活動スケジュールについて

(2) 個人情報漏えい事案の報告 (令和元年5月25日～令和元年6月21日)

(3) その他

(花村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」の「(2) 個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明を

お願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配布資料により内容を御確認いただき、疑問点等があれば御連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(花村会長) 報告事項について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

(花村会長) 次に、「4 その他」の「(1) 令和元年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて」、加島委員長からお願いします。

(加島委員) 令和元年度の第三者評価委員会の実地調査に係る活動スケジュールが決まりました。まず実地調査の日程は、令和元年8月20日(火)9時半からです。実地調査対象は、地域ケアプラザの個人情報の取扱いです。指定管理者になっている地域ケアプラザについて、事故が多く起きているので実地調査を行います。

実地調査後の主なスケジュールでは、10月10日に第三者評価委員会で報告書案を検討し、11月上旬から中旬にかけて報告書をまとめ、11月下旬の本審議会に報告書を提出します。12月上旬から中旬にかけて、審議会会長から市長に報告書を出します。3月下旬に、措置報告を審議会へ行い、第6回委員会において所管課から委員会に報告を行う予定です。

(花村会長) 報告事項について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

2 審議事項

(9) 【案件9】個人情報漏えい事故の公表範囲について

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議。】

(事務局) 前回の第173回審議会において、「個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱」(以下「特例要綱」という。)の改正について、委員の皆さまから御意見をいただきました。その内容を踏まえて、特例要綱の改正を行いました。お手元にお配りしております「個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱」及び「個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する細則」をご覧ください。こちらは、令和元年6月20日付けで施行したものです。

前回の第173回審議会において委員の皆様にご覧いただいた案からの修正箇所としては、主に5点です。1点目として、特例要綱に前文を追加しました。2点目として、特例要綱第2条第1項の上から4行目の「あらかじめ」の直前に入っていた「漏えい事故等の公表について、」の文言を削除しました。3点目として、特例要綱第3条第1項を新設して、一部又は全部を非公表と決定する前の状態について秘密保持を追加しました。4点目として、特例要綱第2条第5項が、当初案では「全部を非公表とした場合には、非公表とした趣旨を損なわない範囲で漏えい事故等の事案の概要、非公表とした理由及び審議会の意見を併せて公表しなければならない。」としていましたが、「この要綱の運用状況については、年度ごとに公表するものとする。」と変更しました。5点目として、特例要綱に第2条第2項を新設して「審議会は、前項各号のおそれの有無を判断するに当たっては、被害者等の具体的な事情を考慮するものとする。」と規定しました。また、細則の当初案では、第2条第1項で、被害者等から「意見書」を提出させることとしていましたが、状況によっては、提出させることが困難な場合も想定されることから、実施機関が作成した書面も許容できるように変更しました。特例要綱及び細則についての説明は、以上でございます。

(事務局) 今回、この特例要綱に基づく取扱いが必要と思われる事案が発生したため、審議に諮ります。所管課から事案の概要及び公表についての考え方を説明した上で、委員の皆さまの御意見をいただきたいと思えます。なお、本件は改正後の特例要綱を適用する初めての事案となりますので、特例要綱の今後の運用についても併せて御意見をいただきたいと考えております。それでは、内容につきまして、所管課からご説明いたします。

(所管課) <横浜市職員による具体的な個人情報漏えい事故(以下「本件漏えい事故」という。)について、特例要綱第2条第1項第1号及び第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<所管課の説明に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。>

- ・加島委員から非公表についてそのとおりだと思ふとの発言があった。
- ・花村会長から漏えい事故を公表することの意義について質問があり、事務局が回答した。
- ・土井委員、新田委員、吉田委員及び加島委員から本件漏えい事故の原因と再発防止策について質問があり、所管課及び事務局が回答した。
- ・再発防止策を十分に講じることを前提として、本件漏えい事故の事案の全部を非公表することが了承された。
- ・本件漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると特例要綱第2条第1項第1号の「人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ」及び第2号の「特定の者の生活の平穩が著しく害されるおそれ」に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当であるとの意見を審議会の意見とするこ

	<p>とを決定した。</p> <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。最近審議案件が多いです。説明をもう少し簡略にするように所管課と調整してください。個人情報保護審議会は重要な審議会ですので、みなさん資料を読んでいるのが前提で、ある程度論点は分かりますので、そこを踏まえた上で説明の時間を少し減らすことが大事かと思えます。</p> <p>事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 事務局から連絡事項がございます。先ほど審議案件の中の案件1「横浜市ことぶき協働スペース運営事業の委託について」の中で御質問がありました、資料9ページの「委託先個人情報保護管理体制」の「4個人情報取扱者の人数」の「その他2名」について後ほど御報告させていただく予定でした。先ほど、所管課から連絡が入り判明しましたので御報告いたします。こちらは、個人情報を取り扱う業務に従事する「役員」ということで、今回は受託者である特定非営利活動法人の理事2名が「その他2名」であるとのことです。</p> <p>案件9の資料ですが、資料上部に書いてあるとおり審議終了後に回収いたします。</p> <p>次回の日程でございますが、7月31日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 第174回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第174回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は令和元年7月31日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は令和元年7月31日第175回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡